

# 「訪問者カード」運用ルール

令和6年5月

防犯部

1. 「訪問者カード」は西鎌倉住宅地内の安全を確保するための一環として、不審車両の発見を目的として作成するものであり違反駐車を容認するものではありません。  
従って「訪問者カード」を掲げていても当然、警察の取締りの対象になりますので、充分ご注意ください。
2. 会員は次のようにして「訪問者カード」をご使用下さい。
  - ①各会員に「訪問者カード」用紙を1枚配布します。各会員は「訪問者カード」用紙に自分の名前と住所をマジックで明瞭に記入し印（三文判で結構です）を押します。  
そして原則として半分に折って「訪問者カード」面を表にしてA-5版の透明プラスチック製カードケースに入れます。（以下「訪問者カード」といいます）
  - ②カードケースの用意の仕方
    - ・文房具店、100円ショップ等で、硬質又は軟質のA-5版の透明のプラスチック製のカードケースを購入します。又は手元にあるA-4版のビニール製ファイルカバーを半分より少し大きめに切り、縁を接着剤などで接着してカードケースとします。など。
  - ③車などでの訪問者があった場合、「訪問者カード」を車のフロントガラス内側の見やすい場所に、「訪問者カード」面を表になるように置いて使用下さい。
  - ④「訪問者カード」を盗まれないように、車の窓ガラスはしっかりと閉めて下さい。
  - ⑤もし、1枚以上必要な場合はコピーして使用下さい。
  - ⑥工事などで工事車両が駐車する場合、
    - \*新築の場合のように多数の工事車両が駐車する場合は対象外とし、別途「工事用訪問者カード」の作成・使用を工事業者に指示しますので防犯部長迄連絡させて下さい。（工事業者の自主管理となります）
    - \*小規模の改造・修理、植木の剪定の場合のように、少数の工事用車両が駐車する場合は、上記⑤に準じて下さい。（この場合、「訪問者カード」を盗まれないように、暑くても車の窓ガラスはしっかりと閉めるように言って下さい。）
  - ⑦「訪問者カード」が万一盗まれると悪用される恐れがありますので、盗まれないようにしっかり管理してください。  
また訪問者が帰る時には必ず「訪問者カード」を受け取って下さい。
  - ⑧もし問題が発生したとしても自治会は関与いたしません。警察にご連絡下さい。
3. 次のような場所に駐車すると他人の迷惑になりますので避けて下さい。
  - ・他人の家の前に      ・他人の家の車庫及び駐車場の出入り口付近
  - ・曲がり角の近く      ・幅の狭い道路
  - ・道路の進行方向右側      ・消火栓の近く
  - ・その他、他人の迷惑になる場所及び道路交通上危険な場所